

受託契約準則の変更

新 条 文 第 1 章 総則	旧 条 文 第 1 章 総則
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>「<u>値洗損益金通算額</u>」とは、決済の終了していない個別の取引に係る「<u>約定値段等</u>」と計算日の最終約定値段等(業務規程で定める帳入値段又は帳入指数をいう。以下同じ。)との差額に「<u>取引単位の倍率</u>」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額をいう。</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>「<u>仮委託手数料</u>」とは、受託会員が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日において、決済の終了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。</p> <p>～(22) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 取引の受託</p> <p>(委託者等からの事前通知)</p> <p>第 5 条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 委託者が、<u>商品投資に係る事業の規制に関する法律</u>(平成 3 年法律第 66 号。以下「<u>商品ファンド法</u>」という。)第 2 条第 4 項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者(以下「<u>商品投資顧問業者等</u>」という。)と同条第 2 項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行ったとき</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>～ (省 略)</p> <p>「<u>値洗損益金通算額</u>」とは、決済の終了していない個別の取引に係る「<u>約定値段等</u>」と計算日の最終約定値段等との差額に「<u>取引単位の倍率</u>」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額をいう。</p> <p>～ (省 略)</p> <p>「<u>仮委託手数料</u>」とは、受託会員が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日において、決済の終了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき<u>当日の最終約定値段等により</u>計算される委託手数料の合計額をいう。</p> <p>～(22) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 取引の受託</p> <p>(委託者等からの事前通知)</p> <p>第 5 条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 委託者が商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成 3 年法律第 66 号。以下「<u>商品ファンド法</u>」という。)第 2 条第 8 項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者(以下「<u>商品投資顧問業者等</u>」という。)と同条第 6 項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行ったとき</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>は、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地、代理権の範囲及び当該許可等を証する書面 (5) ~ (6) (現行どおり)</p> <p>2 <u>金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者又はこれに類する者(以下「金融商品取引業者等」という。)</u>は、次に掲げる取引について<u>商品ファンド法第2条第1項に規定する商品投資(以下「商品投資」という。)</u>による運用として受託会員に新規に委託する場合は、当該登録等を証する書面、委託に係る資金の名称及び住所又は事務所の所在地をあらかじめ受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1) <u>商品ファンド法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引</u></p> <p>(2) <u>信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引</u></p> <p>3 ~ 7 (現行どおり)</p> <p>(<u>損益限定取引</u>)</p> <p><u>第6条の2 受託会員は、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生したときは、あらかじめ定めた方式に従った処理により、商品市場における取引のすべてに係る決済を転売又は買戻しにより結了させることを内容とする約款(以下「損益限定取引約款」という。)にあらかじめ同意した場合において、当該約款に基づき取引の委託を受けるときは、前条各号で定める委託の際の指示を受けないで、その取引の委託を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>受託会員は、委託者から損益限定取引約款に関して同意を得ようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>委託者は損益限定取引を選択できること。</u></p>	<p>は、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地、代理権の範囲及び当該許可等を証する書面 (5) ~ (6) (省 略)</p> <p>2 <u>商品ファンド法第2条第5項に規定する商品投資販売業者又はこれに類する者(以下「商品投資販売業者等」という。)</u>は、次に掲げる取引について商品投資による運用として受託会員に新規に委託する場合は、当該許可等を証する書面、委託に係る資金の名称及び住所又は事務所の所在地をあらかじめ受託会員に書面をもって通知するものとする。</p> <p>(1) <u>商品ファンド法第2条第2項に掲げる商品投資契約に基づき商品投資販売業者等により運用又は管理される資金に係る取引</u></p> <p>(2) <u>信託財産を主として商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき商品投資販売業者等により運用又は管理される資金に係る取引</u></p> <p>3 ~ 7 (省 略)</p> <p>(<u>新 設</u>)</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(2) <u>委託者が損益限定取引を選択した場合にあっては、受託会員は当該約款に基づき、あらかじめ委託者が同意した損失又は利益の限度へ達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該利益の限度を下回る利益となる可能性若しくは当該損失が損失の限度を超える可能性又は当該損失限度内で取引が終了する可能性があること。</u></p> <p>(3) <u>次条第1項第2号の取引証拠金の差し入れ又は預託が必要となる場合があること及びその他当該約款の内容</u></p> <p>3 <u>受託会員は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。</u></p> <p>4 <u>委託者が損益限定取引約款に同意した場合は、受託会員は当該約款に基づく取引の取引証拠金を、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。</u></p> <p>5 <u>第3条第4項及び第5項の規定は、第2項の書面交付について準用する。</u></p> <p>6 <u>第4条第3項の規定は、第1項の書面による同意について準用する。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第3章 証拠金</p>	<p style="text-align: center;">第3章 証拠金</p>
<p>(取引証拠金預り証の発行)</p> <p>第13条 受託会員は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、当該委託者に対して、受託会員の本店又は従たる営業所において取引証拠金預り証(以下この条において「預り証」という。)を発行しなければならない。その発行については、金銭にあっては差し入れ又は預託を受けたその金額を、充用有価証券等にあっては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨にあっては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類、額及び充用価格を記載する方式により行うものとする。</p> <p>2、3 (現行どおり)</p>	<p>(取引証拠金預り証の発行)</p> <p>第13条 受託会員は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、当該委託者に対して、受託会員の本店又は従たる営業所において取引証拠金預り証(以下この条において「預り証」という。)を発行しなければならない。その発行については、金銭にあっては差し入れ又は預託を受けたその金額を、充用有価証券等にあっては差し入れ又は預託を受けたその銘柄及び数量を、充用外貨にあっては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類及び額を記載する方式により行うものとする。</p> <p>2、3 (省 略)</p>

新 条 文	旧 条 文
<p data-bbox="163 121 1104 197">4 <u>第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の書面の発行について準用する。</u></p> <p data-bbox="456 245 810 280">第9章 商品市場の特例</p> <p data-bbox="163 338 1057 373">第1節の2 貴金属市場における金の現金決済先物取引の特例</p> <p data-bbox="163 485 470 520">第41条の9 <u>削 除</u></p> <p data-bbox="163 676 228 711">附則</p> <p data-bbox="197 724 1104 999">平成19年9月19日開催の理事会において議決された第2条（定義）、第5条（委託者等からの事前通知）、第13条（取引証拠金預り証の発行）の変更規定、第41条の9（最終約定値段等の特例）の削除及び第6条の2（損益限定取引）の新設規定は、経済産業大臣の認可の日（平成19年9月28日）から施行し、平成19年9月30日から実施する。</p>	<p data-bbox="1173 121 1323 156"><u>（新 設）</u></p> <p data-bbox="1429 245 1783 280">第9章 商品市場の特例</p> <p data-bbox="1133 338 2027 373">第1節の2 貴金属市場における金の現金決済先物取引の特例</p> <p data-bbox="1133 437 1512 472"><u>（最終約定値段等の特例）</u></p> <p data-bbox="1133 485 2074 616">第41条の9 <u>金の現金決済先物取引にあっては、第2条第4号中「最終約定値段等」とあるのは「本所の業務規程で定める帳入値段」と読み替えるものとする。</u></p>